

松戸市火災予防条例施行規則第11条及び第12条

(公表の対象となる防火対象物及び違反の内容)

第11条 条例第45条の4第3項の規定による公表の対象となる防火対象物は、消防法施行令(昭和36年政令第37号)別表第1(1)項から(4)項まで、(5)項イ、(6)項、(9)項イ、(16)項イ、(16の2)項及び(16の3)項に掲げる防火対象物で、法第4条第1項に規定する立入検査において次の各号のいずれかに該当すると認められたものとする。

- (1) 法第17条第1項の政令で定める技術上の基準又は同条第2項の規定に基づく条例で定める技術上の基準に従って設置しなければならない屋内消火栓設備、スプリンクラー設備又は自動火災報知設備(以下この項において「消防用設備等」という。)が設置されていないと認められた防火対象物
 - (2) 消防用設備等の設置義務がある部分の床面積の過半にわたって消防用設備等が未設置であると認められた防火対象物
 - (3) 設置されている消防用設備等の機能に重大な支障があると認められた防火対象物
- 2 条例第45条の4第3項の規定による公表の対象となる違反の内容は、前項各号に規定する防火対象物であることとする。

(公表の手続)

第12条 条例第45条の4第1項の規定により行う公表は、前条第1項の立入検査の結果を通知した日から14日を経過した日において、なお、当該通知をした日における違反の内容と同じ内容の違反がある場合に、当該違反が是正されたことが確認できるまでの間、市のホームページへの掲載、消防局及び消防署での紙面による閲覧、その他の方法により公表するものとする。

- 2 前項に規定する方法により公表する事項は、次に掲げるものとする。
- (1) 前条第2項に規定する違反が認められた防火対象物の名称及び所在地
 - (2) 前条第2項に規定する違反の内容(当該違反の内容が認められた防火対象物の部分を含む。)
 - (3) 前2号に掲げるもののほか、消防長が必要と認める事項